

松江市情報公開審査会答申  
(答申第 16 号)

令和 6 年 11 月

松 江 市

## 別 紙

答申第 16 号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

松江市長が審査請求人に対し令和 2 年 4 月 28 日付け（松病総第 74 号）公文書部分公開決定通知書とした公文書部分公開決定は、妥当である。

#### 2 事案の概要

- (1) 審査請求人は、処分庁である松江市長（以下「処分庁」という。）に対し、自身が医師として（当時）勤務する松江市立病院で生じた診療報酬未徴収事案に関する内部調査委員会（以下「本件内部調査委員会」という。なお、審査請求人は令和 2 年 1 月に同委員会の聴取を受けている。）について、①会合・会議・聴取・調査等の日時や議題、出席者・担当者・同席者及び会合等の内容を記録若しくは記載したもの（議事録・聴取記録・報告書等）及びこれらに関連するもの一切、②本件内部調査委員会の調査報告書若しくはこれに類するもの、③平成 31 年 1 月から本件公開請求日（令和 2 年 4 月 13 日）までの間における本件内部調査委員会委員 2 名と松江市立病院職員（事務局長等）との面談・打合せ・電話等があったこと及びその内容を記録若しくは記載したものと及びこれらに関するもの一切の公開を、公文書公開手続によって請求した（以下「本件公開請求」という。）。
- (2) これに対して処分庁は、別紙「公文書公開に係る文書目録」記載のとおり、大分類としては計 18 通、小分類としては計 50 通の文書（以下まとめて「本件対象文書」という。）を特定の上、松江市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号、第 3 号又は第 5 号に基づき、小分類として 4 通を全部公開、41 通の文書を部分公開、5 通の文書を非公開と決定した（以下「本件処分」という。）。
- (3) この本件処分について、審査請求人が、審査庁である松江市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分を取り消した上で本件対象文書を公開するよう求めて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）に及んだものである。

### 3 当事者の主張

#### (1) 審査請求人の主張の要旨

##### ア 条例第7条第2号（個人情報）を非公開事由とするものについて

非公開とされた個人に係る氏名のうち、審査請求人自身の氏名については、審査請求人が公文書公開請求をしたこと自体において、自らのプライバシー権を放棄し、その氏名を公開すること（自己が識別されること）を求めているのであるから、「審査請求人の氏名」部分は公開されなければならない。

また、同号ウに規定される適用除外（注：公務員等の職務遂行に係る情報の一部（当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分）を例外的に公開するもの）が正しく当てはめられているか改めてチェックされるべきである。

##### イ 条例第7条第3号（法人等事業活動情報）を非公開事由とするものについて

同号により非公開とすることができるのは、法人等の有している競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が当該情報の公開によって具体的に侵害されることが客観的に明白な場合に限られるものと解すべきであるが、本件処分においては、これに該当する場合以外の情報についても一律に非公開としているから、取り消されるべきである。

##### ウ 条例第7条第5号前段（審議・検討・協議情報）を非公開事由とするものについて

(ア) 本件処分においては、同号前段（「市の機関…の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ…があるもの」）が非公開の根拠とされているが、同号後段（「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」）は非公開の根拠とされていない。

同号前段の趣旨を踏まえれば、意思決定前の情報を全て非公開とすることは情報公開制度の目的に反して妥当でないし、また、当該文書を公開すると「率直な意見の交換」が失われるおそれが単にあるというだけでは非公開とできず、予測される意見交換への支障が「不当」なものとして認められなければ同号前段の適用を受けないものと解すべきである。

したがって、アカウントビリティの観点から公開することによる利益と、公開することにより行政機関等の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度

を個別具体的に比較衡量した上で決定すべきであるが、本件処分においてはこれをせず一律に非公開としているから、見直されるべきである。

(イ) また、本件事案に関連して、令和2年5月28日付けで意思決定（審査請求人への懲戒処分）が行われているが、一般に、意思決定がなされた後は当該意思決定そのものに影響を及ぼすことはなくなるから、同号前段を理由とする非公開情報に該当する場合はなくなるか、若しくは大幅に少なくなるはずであるから、現時点において事後的に見直して、同号前段を理由とする非公開決定を取り消すべきである。

(ウ) なお、上記(イ)の観点から条例第7条第5号前段を理由とする非公開決定部分を取り消す場合に、当該部分につき新たに条例第7条第6号に該当するとして非公開とすることが考えられるが、そのような「理由の差し替え」は許されない。

仮に上記のような理由の差し替えが許される場合であるとしても、同号にいう「適正な執行」か否かは、公開がもたらす支障のみならず、公益的な開示の必要性等種々の要素を個別具体的に利益衡量して慎重に判断すべきである。また、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。さらに「おそれ」の程度も、単なる抽象的・確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要である。

## (2) 処分庁の主張の要旨

### ア 条例第7条第2号（個人情報）を非公開事由とするものについて

個人情報開示請求とは異なり、公文書公開請求においては、処分庁は、公開請求人が誰であっても同じように対応しなければならないため、公開請求人（＝審査請求人）本人の個人情報であっても、条例第7条第2号の「個人に関する情報」に該当し、非公開となる。なお、本件公開請求手続の根拠となる条例には、公文書公開請求に際し、公開請求人本人がプライバシー権を放棄することを認める条項は存在しない。

また、条例第7条第2号ウに規定される適用除外の当てはめが適切かどうかについては、公務員等の職務遂行に係る情報であっても、それが条例第7条第2号ウ以外の他の非公開事由に該当するときは、当該他の非公開条項に基づいて非公開とされることに留意すべきである。

### イ 条例第7条第3号（法人等事業活動情報）を非公開事由とするものについて

(イ) 審査請求人が指摘する裁判例は、東京都の条例の適用に関する東京地方裁判所の一判決に過ぎず、同裁判例の考え方が、松江市における条例解釈の方向性を決す

るような判例としての価値があるとまではいえない。

(イ) その上で、本件処分において同号に基づき非公開とされた情報については、いずれも、

i 当該法人等のいわゆる営業秘密に該当するため、公にすることにより当該法人等の権利や競争上の地位という正当な利益を害するおそれがある。

ii 当該法人等が本件内部調査委員会の調査対象となったという事実が公開されることで、本件診療報酬未徴収事案について、当該法人等がいわゆる共犯者的立場で関わっているのではないかと疑いを招き、当該法人等の正当な利益（疑いを持たれない利益）を害するおそれがある。

iii 公開することを前提としないで当該法人等から任意に提供された情報であるため、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがある。

のいずれかに該当するものである。

ウ 条例第7条第5号前段（審議・検討・協議情報）を非公開事由とするものについて

(7) 処分庁は、単に意思決定前の審議・検討・協議段階の情報であることの一点のみをもって非公開としたわけではなく、それぞれ公開による利益と非公開による利益を比較衡量した上で、非公開の範囲を決している。このことは、処分庁が本件公開請求に対して全部非公開とはしておらず、公開又は部分公開した文書が存在することからも明らかである。

そして、上記の比較衡量を経て非公開とした情報は、審査請求人に対する懲戒処分及び損害賠償請求に関する意思形成に関わるものであり、公開することにより率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、将来において懲戒処分を受ける可能性のある者に対し不当に利益を与えるおそれがあることから、非公開としたものである。

(イ) また、審査請求人は、本件診療報酬未徴収事案に関する令和2年5月28日付け懲戒処分が審査請求人に対してなされたことから、条例第7条第5号前段に基づく非公開決定部分を事後的に見直して取り消すべきと主張している。

しかしながら、そもそも審査請求は、行政処分に対する事後手続として、当該処分の違法・不当を判断する手続である。よって、行政法理論の一般原則どおり、処分の違法・不当等判断の基準時は当該処分時とすべきであり、処分後の事情変更によって当該処分が遡及的に違法となったり不当となったりするものではないから、

審査請求人が主張するような事後的見直しや取消しは許されない。

(ウ) なお、非公開に係る「理由の差し替え」については、最高裁判所平成 11 年 11 月 19 日判決において、公文書非公開処分に付記された非公開理由の差し替え又は補充は許されるとの判断が示されている。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 前提事実

ア 審査請求人は、本件審査請求が提起された当時、          医師として松江市立病院                    で勤務しており、長年にわたり          関係の施術を実施してきた者であるが、本件公開請求以前の特定の時期において、自身が担当した          手術に係る手技料等を患者に対して適正に請求すべきであるにもかかわらず故意に請求していない事案が複数あるのではないかとの疑義が生じた（注：当該疑義に係る事案のことを本答申において「診療報酬未徴収事案」と表記している。）。

上記疑義が生じたことを受けて、松江市立病院は、この問題を調査するため、令和 2 年 1 月に本件内部調査委員会を設置した。以降、同委員会は本件診療報酬未徴収事案の各種調査等（審査請求人に対する聴取手続を含む。）を実施した上で、令和 2 年 3 月 18 日付けで調査報告書を作成し、松江市病院事業管理者（病院長）へ提出した。

イ 令和 2 年 4 月 13 日、審査請求人は、処分庁に対して本件公開請求を行った。

令和 2 年 4 月 28 日、処分庁は、審査請求人に対して本件処分を行った。

令和 2 年 7 月 30 日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消し及び本件対象文書の公開を求めて本件審査請求を行った。

ウ 本件公開請求及び本件審査請求を行った後の令和 2 年 8 月 3 日、審査請求人は、処分庁に対して本件公開請求と全く同一内容の公文書公開請求を再度行った（以下「別件公開請求」という。）ところ、処分庁は、令和 2 年 8 月 17 日付けで公文書部分公開決定をした（以下「別件処分」という。）が、本件処分と別件処分の内容を対比すると、別件処分においては公開部分が従前より拡大している。

審査請求人は、別件処分に対しては審査請求等の不服申立手続は行っておらず、別件処分後も本件処分に対する本件審査請求を維持している。

エ なお、令和 2 年 5 月 28 日、審査請求人は、本件診療報酬未徴収事案に関して懲戒処分を受けている。

(2) インカメラ審理の実施

本件の審議に必要があると認めため、当審査会は、条例第 22 条第 1 項に基づき、実施機関である処分庁から本件対象文書の提示を受け、その内容等を検分した。

また、別件処分の存在を踏まえて必要があると認めため、当審査会は、条例第 22 条第 3 項及び第 4 項に基づき、別件処分において拡大した公開部分がどのような箇所であるかが分かる資料の提出を受け、その内容等を確認した。

(3) 前提となる論点について（違法・不当等に関する判断の基準時）

審査請求人は、特に条例第 7 条第 5 号前段（審議・検討・協議情報）を非公開事由とする部分について、本件処分後になされた懲戒処分等の意思決定の存在等を踏まえ、現時点において本件処分を事後的に見直して、同号前段を理由とする非公開決定を取り消すべきである旨主張している。

しかしながら、審査請求手続は行政機関内部において原処分の違法・不当を事後的に見直して判断する手続であるところ、そのような制度趣旨に鑑みれば、審査対象となる原処分が違法又は不当であるかどうかは、当該原処分をするにあたって処分庁が考慮可能であった事情等を基礎として判断すべきであると考えられる。すなわち、違法・不当等に関する判断の基準時は、当該原処分時だと解される。

なお、判断の基準時については、条例第 7 条第 5 号前段（審議・検討・協議情報）を非公開事由とする部分のみならず、その他の規定（同条第 2 号及び第 3 号）による非公開部分についても同様に問題となることから、以下、上記解釈を前提に検討を進めるととする。

(4) 条例第 7 条第 2 号（個人情報）を非公開事由とするものについて

ア 前記インカメラ審理において検分したところによれば、条例第 7 条第 2 号（個人情報）に基づく非公開情報については、いずれも、確かにその内容が同号所定の個人情報に該当するものであると認められる。

イ ところで、審査請求人は、非公開とされた個人に係る氏名のうち、審査請求人自身の氏名については、審査請求人が公文書公開請求をしたこと自体において、自らのプライバシー権を放棄し、その氏名を公開すること（自己が識別されること）を求めているのであるから、「審査請求人の氏名」部分は公開されなければならないと主張している。

しかしながら、一般に公文書公開手続においては、請求内容が同一である限り、公

開請求人が誰であるかによって実施機関（処分庁）の公開内容に係る判断が左右されることはないものと解されており、このことは松江市においても同様である。また、松江市情報公開条例には、公文書公開手続において、公開請求人が自らのプライバシー権を放棄することで自らの個人情報に該当する部分の公開を受けること等を例外的に定めた規定は存在しない。

したがって、この点に関する審査請求人の主張は失当であり、採用できない。

ウ なお、審査請求人は、条例第7条第2号ウに規定される適用除外が正しく当てはめられているか改めてチェックされるべきであるとも主張している。

この点については、確かに、地方公務員である松江市立病院医師としての職務遂行に係る情報として審査請求人の氏名が記載されているといえる場合には、同号ウに基づき、例外的に公開対象となる可能性は否定できない。しかしながら、本件処分における非公開部分の根拠規定を小分類に係る文書ごとに具体的にみると、条例第7条第2号が根拠規定とされるものについては、いずれも同条第3号又は第5号（若しくはその両方）が併せて根拠規定とされており、かつ、前記インカメラ審理の結果によれば、審査請求人の氏名が記載された部分は、当該部分が市立病院医師としての職務遂行に係る情報であるか否かにかかわらず、そもそも全て同条第3号又は第5号（若しくはその両方）によって非公開とされるべき部分（その妥当性については後述する。）に包摂されていることが確認された。

したがって、この点についての審査請求人の主張を踏まえても、本件事案については、審査請求人の氏名が非公開であるとの結論は左右されない（なお、このことはいわゆる「理由の差し替え」に該当するものではなく、本件処分に付記された理由の体裁等から本来的に解釈可能なものである。）。

(5) 条例第7条第3号（法人等事業活動情報）を非公開事由とするものについて

前記インカメラ審理において検分したところによれば、条例第7条第3号（法人等事業活動情報）に基づく非公開情報については、                    手術を実施するに当たって関連性を有する外部の事業者名等が含まれており、確かにいずれも当該事業者を特定可能な情報であることを確認した。

そして、本件対象文書はいずれも本件内部調査委員会が行った調査等に関する公文書であるところ、そもそも本件内部調査委員会の設置目的は、松江市立病院における                                        関係の施術について担当医師が患者に適正に請求すべき報酬等を故意に請

求していないのではないかという問題を扱っていたことに鑑みれば、調査対象となった事業者名等が公開されれば、実際にそのような不正に関与していたか否かにかかわらず、当該事業者が不正に関与していたのではないかとの疑念を一般市民に生じさせかねず、当該事業者は営業上の信用を損なう等の不利益を被るおそれが具体的に認められるものと解される。

したがって、審査請求人による指摘を踏まえても、本件処分において条例第7条第3号（法人等事業活動情報）を非公開事由とする部分については、公開されれば当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものとして、いずれも同号該当性が認められる。

(6) 条例第7条第5号（審議・検討・協議情報）を非公開事由とするものについて

ア 前記インカメラ審理において検分したところによれば、条例第7条第5号（審議・検討・協議情報）に基づく非公開情報については、確かにいずれも本件内部調査委員会が実施した調査等の内容や結果が具体的に記載されたものであることを確認した。

そして、松江市立病院における[ ]関係の施術について担当医師である審査請求人が患者に適正に請求すべき報酬等を故意に請求していないのではないかという問題を本件内部調査委員会が扱っていたことに鑑みれば、本件内部調査委員会が作成・提出する調査報告書に基づき、松江市病院事業管理者（病院長）や松江市によって、審査請求人に対する懲戒処分や損害賠償請求が行われ得ることが容易に想定されるものである。

このように、本件対象文書はいずれも審査請求人に対する懲戒処分等の基礎資料となり得るものであることから、実際にその審議がなされる際に用いられることもまた明らかである。この点を踏まえれば、本件対象文書のうち特に条例第7条第5号を根拠として非公開とされている部分を公開することは、懲戒処分等についての前提事実を明らかにすることにつながり、当該審議に関与する者への働きかけ等により混乱や不当な圧力をもたらしかねず、その意思決定に不当な影響を与えることが具体的かつ十分に予想されるものといえる。

したがって、本件処分において条例第7条第5号（審議・検討・協議情報）を根拠として非公開とされている部分については、前記インカメラ審理の結果を踏まえてもなお、同号所定の非公開情報に該当するものと解される。

イ なお、前記(3)で論じたとおり、原処分の違法・不当等判断の基準時は当該原処分時と解すべきであるから、本件処分後に実際に懲戒処分等がなされたとしても上記判

断は左右されない。

また、審査請求人は、令和2年8月14日付け審査請求書補充書において、条例第7条第5号を根拠に非公開としている部分について同条第6号への理由の差し替えは許されない旨を主張しているが、本件審査請求手続の現実の経過において、(令和2年9月8日付け弁明書の記載の趣旨が判然としないものの) そもそも処分庁はそのような理由の差し替えを一切主張していないから、この点について当審査会が判断する必要はない。

(7) 別件処分により新たに公開された部分について（審査請求の利益）

なお、本件処分により非公開とされた部分のうち、全く同一内容の別件公開請求に対する別件処分により新たに公開された部分については、本件審査請求の対象とされてはいるものの別件処分により審査請求人に対して既に公開されていることが当審査会において顕著な事実であるところ、当該部分については、現時点において本件処分の取消しを求める法律上の利益が失われているものと解される。

したがって、本件審査請求に係る請求内容のうち、別件処分によって既に追加で公開を受けた部分については、そもそも審査請求の利益を欠くことから、不適法却下すべきである。

(8) 結論

以上より、本件審査請求に係る請求内容のうち、別件処分によって既に公開を受けた部分については不適法却下すべきであるとともに、その余の部分についてはいずれも棄却されるべきであることから、結論において本件処分は妥当である。

5 審査会の処理経過等

別記のとおりである。

別記

1 審査会の処理経過

年月日	内容
令和2年10月13日	松江市長（以下「審査庁」という。）から諮問
令和2年11月26日 （審査会第1回目）	審議
令和2年12月24日 （審査会第2回目）	審議
令和3年2月8日 （審査会第3回目）	審議
令和3年3月26日 （審査会第4回目）	審議
令和3年8月20日 （審査会第5回目）	審議
令和3年12月7日 （審査会第6回目）	審議
令和4年1月25日 （審査会第7回目）	審議
令和4年3月17日 （審査会第8回目）	審議
令和6年9月9日 （審査会第9回目）	審議
令和6年9月27日 （審査会第10回目）	審議
令和6年10月28日 （審査会第11回目）	審議
令和6年11月22日 （審査会第12回目）	審議
令和6年11月26日	審査庁に対して答申

## 2 松江市情報公開審査会委員名簿

### (1) 令和3年8月31日まで

氏名	所属等	備考
朝田 良作	特定非営利活動法人消費者ネットしまね理事長 元島根大学山陰法実務教育研究センター長 元島根大学法科大学院研究科長・教授	会長
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	
熊谷 優花	弁護士	
佐々木 和子	総務省行政相談員	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

### (2) 令和5年8月31日まで

氏名	所属等	備考
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	会長
川岡 桂子	総務省行政相談員	
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
熊谷 優花	弁護士	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

### (3) 令和6年7月31日まで

氏名	所属等	備考
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	会長
梶谷 なつみ	司法書士・行政書士	
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
熊谷 優花	弁護士	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者

### (4) 令和6年8月1日から

氏名	所属等	備考
野島 和朋	弁護士	会長
梶谷 なつみ	司法書士・行政書士	
熊谷 優花	弁護士	会長職務代理者
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
小池 直希	島根大学法文学部講師	

公文書公開に係る文書目録

【文書名①：〇〇事案に関する内部調査委員会の設置要綱の制定について(令和2年1月15日起案文書)】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	起案文書	標題、起案文の一部	第5号	有り
2	〇〇事案に関する内部調査委員会設置要綱(案)	要綱名、設置目的、調査内容の一部	第5号	有り
3	委嘱状(案)	委嘱内容の一部	第5号	有り
4	開催通知(案)	標題、通知文、議題名の一部	第5号	有り
5	松江市立病院の〇〇事案に関する内部調査委員の選任について(起案文書の写し)	標題、起案文の一部、依頼文書の写しの一部	第5号	有り

【文書名②：第1回 〇〇事案に関する内部調査委員会 会議資料(令和2年1月21日開催)】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	次第	会議名、配布資料名の一部	第5号	有り
2	資料1 令和2年1月7日執行部会議資料	標題、診療体制、〇〇の内容、経緯の一部	第5号	有り
3	資料2 問題提起案件より抜粋(6月内部調査結果)	個人氏名、ID、診療情報、調査結果内容	第2号	無し
			第5号	無し
4	資料3 関係者からの照会文書及び回答文書【非公開】	照会文書及び回答内容	第5号	無し
5	資料4 関係者からの陳述書	個人氏名、印影、陳述内容	第2号	無し
			第5号	無し
6	資料5 事案一覧【非公開】	個人氏名、診療情報、事案内容	第2号	無し
			第5号	無し
7	資料6 カルテ・診療情報提供書等の写し	個人氏名、ID、生年月日、年齢、住所、性別、電話番号、バーコード、診療情報、法人名、所在地、代表者名、医事業務収納会計システムのハードコピー、開業医からの診療情報提供書、持込品の内容	第2号	無し
			第3号	無し
			第5号	無し
8	資料7 〇〇受付業務	法人名、受付業務内容の一部	第3号	無し
			第5号	有り
9	資料8 〇〇治療の流れ	治療の流れの一部、価格表の内容	第5号	有り
10	資料9 松江市立病院使用料条例、松江市立病院の使用料及び手数料の額を定める規程	—	—	—

11	資料 10 松江市立病院組織機構図	—	—	—
12	資料 11 ○○業務体制について	個人氏名、生年月日、年齢、学歴、住所	第 2 号	無し
		組織、事務分掌、職員、職務、○○体制、調査対象○○情報についての内容	第 5 号	有り
13	資料 12 検討事項 (案) 【非公開】	検討事項内容	第 5 号	無し
14	資料 13 ○○事案に関する内部調査委員会設置要綱	要綱名、設置目的、調査内容の一部	第 5 号	有り

【文書名③：第 1 回 ○○事案に関する内部調査委員会 議事録】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第 7 条)	別件処分により新たに公開された部分
1	議事録	議事内容の一部	第 5 号	有り

【文書名④：第 2 回 ○○事案に関する内部調査委員会 会議資料 (令和 2 年 1 月 29 日開催)】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第 7 条)	別件処分により新たに公開された部分
1	次第	会議名、議事(2)、(3)の一部	第 5 号	有り
2	資料 1 カルテ、同意書等の写し	個人氏名、ID、診療情報、医事業務収納会計システムのハードコピー	第 2 号	無し
			第 5 号	無し
3	資料 2 関係者への聴取結果	個人氏名、法人名、聴取内容	第 2 号	無し
			第 3 号	無し
			第 5 号	有り
4	資料 3 関係者への聴取結果	個人氏名、聴取内容	第 2 号	無し
			第 5 号	有り
5	資料 4 対象事項一覧 【非公開】	個人氏名、対象事項内容	第 2 号	無し
			第 5 号	無し
6	資料 5 病院長に対する調査書 (案)	調査内容	第 5 号	無し

【文書名⑤：聴取内容の音声データ】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第 7 条)	別件処分により新たに公開された部分
1	聴取内容の音声データ 【非公開】	聴取内容	第 2 号	無し
			第 5 号	無し

【文書名⑥：第 2 回 ○○事案に関する内部調査委員会 議事録】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第 7 条)	別件処分により新たに公開された部分
1	議事録	議事内容の一部	第 5 号	有り
2	聴取記録	個人氏名、聴取内容	第 2 号	無し
			第 5 号	有り

【文書名⑦：第3回 ○○事案に関する内部調査委員会 会議資料（令和2年2月6日開催）】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	次第	会議名の一部	第5号	有り
2	資料1 弁明書	個人氏名、弁明内容	第2号	無し
			第5号	有り
3	資料2 病院長に対する調査	調査内容	第5号	有り

【文書名⑧：第3回 ○○事案に関する内部調査委員会 議事録】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	議事録	議事内容の一部	第5号	有り

【文書名⑨：関係者に対する調査について（令和2年2月17日起案文書）】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	起案文書	法人名、標題、起案文の一部	第3号	無し
			第5号	無し
2	照会文書（案）	法人名、代表者名、照会内容	第3号	無し
			第5号	有り

【文書名⑩：関係者からの回答文書】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により公開された情報
1	回答文書【○○について（回答）】	法人名、代表者名、印影、回答内容	第3号	無し
			第5号	有り

【文書名⑪：関係者からの回答文書】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	回答文書【○○に関する質問について（回答）】	個人氏名、回答内容	第2号	無し
			第5号	有り

【文書名⑫：○○調査事案について（回答）（令和2年3月9日起案文書）】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	起案文書	標題、起案文の一部	第5号	有り
2	回答文書（案）【○○調査事案について（回答）】	回答内容、内部調査委員会からの照会文書の照会内容	第5号	有り

【文書名⑬：関係者からの回答文書】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	回答文書	法人名、所在地、法人ロゴ、回答内容	第3号	無し
			第5号	有り

【文書名⑭：第4回 ○○事案に関する内部調査委員会 会議資料（令和2年3月18日開催）】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	次第	会議名、配布資料名の一部	第5号	有り
2	資料1 関係者からの回答文書【○○について（回答）】	法人名、代表者名、印影、回答内容	第3号 第5号	無し 有り
3	資料2 関係者からの回答文書	法人名、所在地、法人ロゴ、回答内容	第3号 第5号	無し 有り
4	資料3 関係者からの回答文書【○○に関する質問について（回答）】	個人氏名、回答内容	第2号 第5号	無し 有り
5	資料4 病院長からの回答文書【○○調査事案について（回答）】	回答内容	第5号	有り
6	資料5 報告書（案）	報告内容	第5号	有り

【文書名⑮：第4回 ○○事案に関する内部調査委員会 議事録】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	議事録	議事内容の一部	第5号	有り

【文書名⑯：○○事案に関する内部調査委員会 調査報告書】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	調査報告書	報告内容	第5号	有り

【文書名⑰：運行前点検&運行日誌】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	運行前点検&運行日誌(令和2年1月29日)	—	—	—

【文書名⑱：運行前点検&運行日誌】

番号	文書名	非公開内容	非公開の根拠 (条例第7条)	別件処分により新たに公開された部分
1	運行前点検&運行日誌(令和2年1月29日)	—	—	—